

税の申告書は

3月15日(木)までに 提出しましょう

税の申告

平成18年分の市・県民税の申告や所得税の確定申告の受け付けは3月15日(木)までです。期限間近になりますと受付窓口が混み合う場合がありますので、申告書などは自分で正しく作成して早めの提出をお願いします。

また、作成済みの申告書の提出は郵送でも受け付けています。なお、申告書控えに収受印が必要な方は、返信用封筒を同封して送付してください。

市・県民税申告

〒289-12198 匝瑳市八日市場八793番地2 匝瑳市役所税務課

〒289-12192 匝瑳市今泉6474番地 匝瑳市野栄総合支所税務室

所得税確定申告

〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 銚子税務署

受付・相談会場は銚子読売ビル2階(銚子市西芝町475・

1)です。会場案内図は広報12月号または市ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告が必要な方

平成19年1月1日現在、匝瑳市に住んでいた方
勤務先から匝瑳市へ給与と支払報告書が提出されていない方
給与所得以外に、事業所得などの所得があった方
確定申告をした方は市・県民税申告をする必要はありません。

無収入だった方

平成18年中に年齢や無職などにより所得が無かった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方なども申告書の裏面に記載の上、提出をお願いします。

(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書発行の基礎資料になります)

申告相談日程

税理士会の無料相談

日時：3月1(木)、2(金)、5日(月)、6日(火)9時30分～12時、13時～15時30分 場所：市民ふれあいセンター2階第3会議室 対象：専従者控除前の所得金額が300万円以下の事業者(医師、弁護士および譲渡所得を除く)

市・県民税の申告相談

日時：土・日・祝日を除く3月15日(木)までの9時～12時、13時～16時 場所：市民ふれあいセンター2階第3会議室および野栄総合支所

日曜申告相談

日時：3月4日(日)9時～11時 場所：市民ふれあいセンター2階第3会議室および野栄総合支所

相談時のお願い

申告書の作成アドバイスを受ける方は、申告書、印鑑、証明書などの必要書類、電卓、筆記用具などを持参の上、会場へお越しください。

また、事業所得や不動産所得などがある方は売上額や仕入れ額、経費などの集計を事前に済ませておいてください。

便利な口座振替

市税の納付は安全で便利な口座振替をご利用ください。

新たに口座振替を希望される方は預金先の金融機関または郵便局へ「口座振替依頼書」を提出してください。(用紙は各窓口へお尋ねください)

すでに口座振替を利用されている方でも固定資産の所有者変更(死亡を含む)をした場合や新たな共有名義で取得した場合などは再度手続きが必要です。

問い合わせ

所得税、消費税の確定申告のことは：銚子税務署 ☎0479-22-1571 国税庁ホームページアドレス：http://www.nta.go.jp

市・県民税申告のことは：税務課市民税班 ☎73-0087、野栄総合支所税務室 ☎67-3113 市ホームページアドレス：http://www.city.sosai.jp/

要介護者における 特別障害者控除申請

市では、要介護認定を受け、寝たきり状態にある方に対して、平成18年所得税申告用として、特別障害者控除対象者認定書を

発行します。

この認定書は、身体障害者手帳を所持していない方でも、介護認定を根拠として障害程度が同等であると認め、市長が証明するものです。



対象者

要介護認定を受けており、65歳以上で寝たきりと認められる方

基準

常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること、6か月程度以上床にふし、食事・排泄等の日常生活に支障のある状態

認定基準日
所得税の申告に係る年の当該年の12月31日(同年の途中において当該障害者控除対象者が死亡しているときは、その死亡時)時点で、要介護認定を受けている方

申請書

高齢者支援課の窓口にあります。親族の方が申請する場合は、要介護認定等に関する情報について調査を行うことについて、本人の同意を得なければなりません。

問高齢者支援課介護保険班

☎73-0033